

栃木県立黒磯高等学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は栃木県立黒磯高等学校PTAという。
- 第2条 本会の事務局は栃木県立黒磯高等学校内に置く。
- 第3条 本会は生徒の保護者・教職員および本会の趣旨に賛同する者で組織する。
- 第4条 会員は正会員と賛助会員との2種類とする。
- (1) 正 会 員 生徒の保護者と教職員
 - (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- 第5条 本会に支部および学年部会を置く。

第2章 目的および事業

- 第6条 本会は家庭と学校と社会・家庭間の緊密な連繫を図り学校教育を援助し生徒の幸福のため努力する。
- 第7条 本会は前条の目的をなすために次の行事を行う。
- (1) 生徒および会員の教養を高める。
 - (2) 学校施設の充実改善を図る。
 - (3) 生徒の体位向上を図る。
 - (4) その他必要と認められる事業

第3章 機 関

- 第8条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総 会
 - (2) 理 事 会
 - (3) 役 員 会
 - (4) 監 事 会
- 第9条 総会は毎年1回会長が召集し、会の重要事項を協議決定する。ただし、会長が総会決議を必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を開催する。なお、総会の決議は出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第10条 理事会は重要な事項について審議する。役員会は理事会で審議する議題を検討する。監事会は会計の監査を行うものとする。

第4章 役 員

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 6名（ただし、1名は教頭）
 - (3) 学年部会長 3名
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 顧 問 若干名
- 第12条 会長は選考委員会の選考結果を踏まえて理事会で推挙し、総会の承認を得て決定する。また、副会長および監事は理事会で推挙し、総会の承認を得て決定する。会計庶務は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 理事は各支部の正副支部長、各委員会の委員長、および高等学校の教職員の中より各々2名以上を選挙または推挙し、総会の承認を得て決定する。
- 2 顧問は理事会で推挙する。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第15条 役員の任務および事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、また会長事故あるときその職務を代理する。
- (3) 理事会は事業計画・予算その他重要事項を審議する。
- (4) 監事会は本会の会計を監査する。
- (5) 会計は本会の経理に関する事務を処理する。
- (6) 庶務は本会の庶務事項を分掌する。
- (7) 顧問は本会の重要な事項について理事会の諮問に応ずる。

第16条 校長は本会のすべての会合に出席し、意見を述べる事が出来る。

第5章 会 計

第17条 本会の経費は会費、寄付金または事業収入等をもってこれに当てる。

- (1) 会費は当該年度の予算によって定める。
途中入会者は入会と同時に月割相当額を全納するものとする。また、会長が必要と認めた場合はその会費の一部または全部を免除することができる。
- (2) 本会で行う事業は理事会の審議を経て実施し、その収益は本会の資金とする。
- (3) その他の臨時に必要な経費は理事会の決議によって徴収する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第19条 会長は5月末までに決算・予算の報告をなし総会の承認を求める。

第6章 補 則

第20条 本会則の変更は理事会で原案を作り総会の決議によって決定する。

第21条 本会の運営に関しては別に細則を定める。

第22条 本会支部は支部準則によって組織する。

第23条 本会の会長を選考するため選考委員会を設ける。委員会の運営については別に規則を定める。

細 則

- 1 会則第3条中、保護者とは、直接生徒の保護監督に当る者と解釈する。
- 2 総会は会員の3分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状委託数は出席数に加算する。
- 3 理事会は随時開催する。なお理事の3分の1以上の要求があった場合、臨時に開くことができる。
- 4 理事会の構成は次のとおりとする。会長・副会長・学年部会長・理事、ただし必要に応じ職員・生徒の代表の出席を求めることがある。
- 5 本会对し寄付金のあった場合は理事会に報告し、その使途は理事会の決議によって決定する。
- 6 会員の会費は1名毎に負担し、賛助会員は会費年度額1,000円以上の寄付を納めるものとする。
- 7 本会对して特に功労のあった者は理事会の決議を経て表彰することができる。
- 8 本会の支部は次のとおりとする。
 - (1) 黒磯東支部 (2) 黒磯西支部 (3) 黒磯北支部 (4) 鍋掛支部 (5) 東那須野支部
 - (6) 西那須野支部 (7) 矢板支部 (8) 三島支部 (9) 大田原西支部 (10) 大田原東支部
 - (11) 那須支部 (12) 那須中央支部

付 則

1 本会則は昭和27年5月30日より施行する。

平成23年4月17日 一部改正

平成29年4月22日 一部改正

令和 5年5月 2日 一部改正

栃木県立黒磯高等学校PTA支部準則

第1条 本会は栃木県立黒磯高等学校PTA_____支部という。

第2条 本支部は栃木県立黒磯高等学校PTAの会員で組織する。

第3条 本支部は黒磯高等学校PTAの目的達成に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本支部は事務所を（支部長宅）に置く。

第5条 本支部会員は正会員と賛助会員の二種類とする。

(1) 正会員は生徒の保護者とする。

(2) 賛助会員は本支部の趣旨に賛同する者。

第6条 本支部の目的を遂げるために次の会合および事業を行う。

(1) 支部会 (2) 研究会 (3) 必要と認めた事業

第7条 支部会は年2回開催する。ただし必要と認めたときは臨時に開催する。

第8条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 2名（内1名は会計とし、経理の事務を処理する。）

(3) 学年幹事 2名

(4) 支部専門委員

・レク委員 1名 ・研修委員 1名 ・広報委員 1名 ・指導委員 1名

(5) 監事 若干名

第9条 支部長は会務を総理する。支部長は本部役員を兼ねる。

第10条 副支部長は幹事中から互選し支部長を補佐する。支部長事故あるときは代理する。

第11条 幹事および監事は会員中から互選する。

第12条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第13条 本支部準則の変更は支部会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第14条 本支部の費用は支部員の負担とする。

付 則

1 本則は昭和27年5月30日より施行する。

平成23年4月14日 一部改正

平成30年4月21日 一部改正

令和 5年5月 2日 一部改正

栃木県立黒磯高等学校PTA学年部会準則

- 第1条 本部会は栃木県立黒磯高等学校PTA第1～3学年部会という。
- 第2条 本部会は第1～3学年の生徒の保護者および教職員をもって構成する。
- 第3条 本部会は栃木県立黒磯高等学校PTAの推進組織である。
- 第4条 前条に従って次の事業を行う。
- (1) 授 業 参 観
 - (2) 教 育 相 談
 - (3) 進学・就職のための補習授業
 - (4) 運動会等、諸行事の際の後援
 - (5) 校外における生徒の生活指導
 - (6) そ の 他
- 第5条 本会には次の役員を置く。
- (1) 部会長 1名 副部会長 1名
 - (2) 幹 事 各支部 2名、学級担任教師
 - (3) 書 記 若干名
- 第6条 幹事は会員の互選による。
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第8条 部会長は本部会を総括し、部会の議長となる。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理し、欠員の場合は昇格する。幹事は部会の代決機関であり、部会の企画運営の中核となる。
- 第9条 必要あるときは経費を徴収することができる。
- 第10条 部会は学期1回開くことを原則とし、必要あるときは随時開催することができる。
- 第11条 幹事会は学期2回開くことを原則とし、必要あるときは随時開催することができる。
- 第12条 部会の役員は毎年1回の総会において決定する。
- 第13条 部会総会の議事は出席会員によって議決できる。
- 第14条 本則の変更は部会において行う。

付 則

- 1 本則は昭和32年6月25日より実施する。
平成29年4月22日 一部改正

栃木県立黒磯高等学校PTA会長選考委員会規則

PTA会則23条の規定に基づき、選考委員会の規則を次のように定める。

(目的)

- 第1条 本会の次年度における会長を選出するため、選考委員会において役員適任者を検討し選考する。

(委員会構成)

第2条 本委員会は、3学年副会長、第3学年部会長、支部長をもって構成する。また、当年度会長は本委員会に参加して意見を述べることができる。

(役員と任務)

第3条 本委員会に委員長1名および副委員長1名を置くものとし、任務は次のとおりとする。

2 委員長は3学年副会長から選出する。委員長は委員会を招集し、会議の議長となる。

3 委員長は委員会から副委員長を1名指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

(報告)

第4条 委員長は選考の結果を理事会に報告する。

(会則の変更)

第5条 本会則の変更は理事会で審議し、総会の決議によって決定する。

付 則

1 本規則は平成29年4月22日より施行する。

栃木県立黒磯高等学校PTA表彰規定

平成19年2月14日

- 1 表彰者は理事会で選考し、決定する。
- 2 その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 退任する会長・副会長・学年部会長・各専門部委員長。
 - (2) 転任・退職する校長・教頭・事務長。
 - (3) PTA活動に対して功労のあった会員は、その都度協議の上表彰する。
- 3 表彰は総会で行なう。

栃木県立黒磯高等学校PTA慶弔規定

平成13年5月2日

- | | | | | |
|---|-----|-----------------------------|----|---------|
| 1 | 保護者 | 死亡の場合 | 1件 | 10,000円 |
| | | 火事見舞金 | 1件 | 10,000円 |
| 2 | 教職員 | 教職員の実父母または子の死亡の場合1件 10,000円 | | |
| | | (同居は、実父母と同じ扱い) | | |
| 3 | その他 | 上記以外で必要と思われる時はその都度協議する。 | | |

役員選出「申し合わせ」

平成24年 2月14日 第4回PTA理事会にて一部変更

平成28年 2月13日 臨時PTA理事会にて一部変更

平成29年 2月 6日 第4回PTA理事会にて一部変更

令和5年 2月14日 第4回PTA理事会にて一部変更

1. 会長の選出

会長は会員の中から選考委員会の選考結果を踏まえ役員会を経て理事会で推挙して選任する。

会長を選出した支部はその年の他の役員を免除する。

2. 副会長の選出

副会長は退任者数を支部順番制で各支部1名選出する。その際、できるだけ新1・2年生の保護者とする。また、就任後は卒業年次まで継続して引き受けてほしい。

3. 学年部会長の選出

新1学年部会長は支部順番制で2支部（各支部1名）選出する。選出された2名の中から1名を学年部会長に、1名を学年副部会長とする。また、選任後は卒業年次まで継続して引き受けてほしい。なお、学年部会長が退任したときは副部会長が学年部会長に繰り上がるとともに欠員となった副部会長を支部順番制で1名選出する。

4. 各専門委員長および監事の選出

各専門委員長および監事は支部順番制で各支部から1名を選出する。

5. 支部順番制

本部役員については、欠員が生じた役員を副会長→学年部会長の順で各支部に割り当てる。各専門委員長および監事については、研修→レク→監事→広報→指導→監事の順で各支部に割り当て、同じ支部が続けて同じ役職にならないよう配慮する。ただし、新入会員が0の場合は、支部割り当ての中で調整する。

三島→那須→那須中央→西那須野→黒磯西→鍋掛→大田原西→大田原東→黒磯東
→黒磯北→東那須野→矢板

※次年度の計画等がありますので、3月末日までに副会長支部選出・新1学年部会長支部選出は黒磯高校PTA係まで報告ください。

6. 役員の主な活動内容

(1) 役員は総会、理事会、親子ふれあい長距離走大会実行委員会などのPTA行事の前に役員会を開き、会の運営について話し合う。

(2) 役員は那須地区PTA連合会および栃木県PTA連合会の各行事に代表が参加する。

(3) 学年部会長・副部会長は学年部会の折、運営に当たる（学年主任教諭と連携）。

親子ふれあい長距離走大会の各学年を取りまとめる。

栃木県立黒磯高等学校教育振興会規約

- 第1条 本会は栃木県立黒磯高等学校教育振興会と称する。
- 第2条 本会は事務所を栃木県立黒磯高等学校内に置く。
- 第3条 本会は栃木県立黒磯高等学校の教育の充実発展に必要な財政的援助を行うことを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。
- ・生徒指導、進路指導の徹底強化のための助成
 - ・部活動振興に必要な助成
 - ・対外試合出場等のための助成
 - ・教育活動に必要な設備・用具等の充実のための助成
 - ・その他本会の目的達成のため必要と認める助成
- 第5条 本会の会員は栃木県立黒磯高等学校生徒の保護者および本会の主旨に賛同するものとする。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 (PTA会長) 1名
 - (2) 副会長 (PTA副会長) 6名
 - (3) 理 事 (PTA理事) 5名
 - (4) 監 事 (PTA監事) 若干名
- 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第7条 本会に次の機関を置く。議決はすべて出席者の過半数の同意を得なければならない。
- (1) 総 会
- 毎年1回開催し、次の事項を決定する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
- ア 予算決算
 - イ 役員の選任
 - ウ その他
- (2) 理 事 会
- 理事会は必要に応じて開催し、会務を執行する。
- 第8条 事務局員は会長が委嘱し、庶務会計の任にあたる。
- 第9条 本会の経費は会費および寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第11条 本会の規約は総会の決議を経なければ変更することができない。

付 則

1. この規約は昭和55年4月25日から施行する。
2. この規約は平成7年4月28日から施行する。